

■ 指定障害福祉サービス事業者等に対する行政処分一覧(和歌山市)

令和2年7月1日現在

行政上の措置	事業者の名称	事業所の名称	サービスの種類	処分日	理由
指定の取消	株式会社日本おんがえし	ライフ・フレンド	居宅介護、 重度訪問介護	平成25年5月31日	<p>1 不正の手段による指定(法第50条第1項第8号) 指定申請時において、勤務予定のない者を従業者(サービス提供責任者を含む。)とする虚偽の書類を作成・提出し、指定を受けたこと。</p> <p>2 居宅介護サービス費の不正請求(法第50条第1項第5号) 実際に家事援助等のサービスを提供していないにもかかわらず、家事援助等を行ったとして不正に介護給付費を受領したこと。</p>
指定の取消	株式会社日本おんがえし	ハート・スマイル	就労継続支援A型	平成25年5月31日	<p>1 不正の手段による指定(法第50条第1項第8号) 指定申請時において、勤務予定のない者を従業者(サービス管理責任者を含む。)とする虚偽の書類を作成・提出し、指定を受けたこと。</p> <p>2 訓練等給付費の不正請求(法第50条第1項第5号) 利用者が利用していない日にサービス提供を行ったように装い、不正に訓練等給付費を受領したこと。</p>
指定の一部の効力の停止 (6か月間、新規利用者の受入停止)	特定非営利活動法人 障がい者の自立を目指す会	ネクステージ	就労移行支援	平成27年3月26日	<p>1 人員基準違反(法第50条第1項第3号) 就労支援員及び職業指導員について、人員基準を満たしていない期間があったため。</p>
指定の取消	社会福祉法人榎の木福祉会	ほかほか共同作業所	生活介護、 就労継続支援B型 (多機能型)	令和2年7月1日	<p>1 障害福祉サービスに関する不正(法第50条第1項第10号) 個別支援計画の作成を怠りながら実地指導直前にまとめて作成し、実地指導の場に向けて、当初から適切に作成されていたように偽造したこと。</p> <p>2 介護給付費及び訓練等給付費等の不正受給(法第50条第1項第5号) 個別支援計画が作成されていないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を行わずに満額請求していたこと。</p>

※法・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律